

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
- 土地改良区の役員の就退任(五件)(農村整備課)
- 土地改良事業の認可(〃)
- 漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意(水産課)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 雑 報 消防設備士試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第四百二十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月十七日

名称	所在地	指定年月日
二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四―四	平成九年六月二日
イズモト歯科医院	鳥取市職人町二五	平成九年六月三日
小酒外科医院	米子市福市一七三〇―一〇	平成九年六月七日
おげがわ眼科	鳥取市叶二九三―一二	〃
にしがみ眼科	米子市新開二丁目一四四	〃
齋藤小児科内科医院	気高郡気高町大字勝見六五八	平成九年六月十三日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	平成九年六月十五日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	〃
若原内科外科医院	米子市三本松一丁目六一三	〃
尾西小児科医院	倉吉市上井一丁目一九七	〃
前川歯科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	〃
福田歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜三九八―一	〃
みなと調剤薬局	米子市花園町一三〇―一九	平成九年六月二日
ハワイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六一五―六	〃
イヌイ調剤薬局叶店	鳥取市叶三一六一―一〇	平成九年六月七日
ハート調剤薬局	米子市新開二丁目一三一五三	〃
有限会社こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	平成九年六月十四日
中部薬局	倉吉市宮川町一七四―一五	平成九年六月十五日

鳥取県告示第四百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同上第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 生田裕宣 米子市兼久一一七

〃 深田重治 米子市兼久五六

〃 齊木利夫 米子市石井七二七

〃 齋木正一 米子市石井八二四

〃 佐藤幸雄 米子市奥谷七四五

〃 青砥 衛 米子市日原四二一

〃 田中尋美 米子市日原四五四

〃 来海照雄 米子市兼久一三四

〃 齋木則男 米子市石井七二九

〃 遠藤敏延 米子市奥谷六四三

〃 齋藤卓巳 米子市日原四〇八

平成九年四月十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 生田裕宣 米子市兼久一一七

〃 深田重治 米子市兼久五六

〃 齋木正一 米子市石井八二四

〃 戸田弘道 米子市石井七八四

〃 佐藤 戌 米子市奥谷七四五

〃 田村俊一 米子市奥谷四四九

〃 青砥 衛 米子市日原四二一

〃 田中尋美 米子市日原四五四

監事 来海照雄 米子市兼久一三四

〃 齋木則男 米子市石井七二九

〃 田村芳夫 米子市奥谷八〇九

〃 齋藤卓巳 米子市日原四〇八

平成九年四月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

理事 仲田祐康 米子市日下五四一

〃 田中英夫 米子市日下二七七―三

〃 前田康美 米子市日下一四八―二

〃 植田延弘 米子市日下五五九

〃 船寄春芳 米子市福万二六六

〃 仲田弘義 米子市福万七四九

〃 福永睿瑳男 米子市福万一八三―一

〃 福永博美 米子市福万一九五―二

〃 勝部一夫 米子市福万四九八―二

〃 田中利明 米子市福万五九六

監事 桜田孝具 米子市日下三〇一

〃 山上 丈夫 米子市福万七一〇
 〃 高橋 博隆 米子市石州府四三五
 平成九年三月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 番原 義美 米子市日下五六三
 〃 仲田 祐康 米子市日下五四一
 〃 櫻田 孝具 米子市日下三〇一
 〃 田中英 夫 米子市日下二七七―三
 〃 松原 敏 米子市福万六六四
 〃 松村 俊之 米子市福万四九八―四
 〃 船寄 春芳 米子市福万二六六
 〃 福島 京二 米子市福万二四一―一
 〃 福永 勝幸 米子市福万一八三―五
 〃 高橋 文雄 米子市石州府四四三
 監事 松岡 武志 米子市日下二九二
 〃 仲田 弘義 米子市福万七四九
 〃 田中 專治 米子市福万五九五
 平成九年三月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

理事 湯原 嘉徳 米子市諏訪二四三
 〃 西村 隆 米子市諏訪三五―一
 〃 湯原 成 米子市諏訪一八一―一
 〃 須山 克己 米子市諏訪二〇三
 〃 長谷川 薫 米子市諏訪五三六
 〃 野口 辰己 米子市八幡二二二
 〃 田守 薫 米子市八幡五七三―一
 〃 高田 信夫 米子市八幡六七三―二
 〃 田辺 肇 米子市福市一三〇
 〃 中谷 博文 米子市福市一五七
 〃 内藤 良 米子市福市七〇一
 〃 伊塚 浩 米子市福市二二六四
 〃 杉村 純一 米子市別所二一八一
 〃 諸田 知明 米子市別所一〇〇七
 〃 西田 光雄 西伯郡岸本町大殿一四六四
 〃 長谷川 明夫 西伯郡岸本町大殿一一六二
 〃 影山 清久 西伯郡岸本町大殿六四七
 〃 影山 忠嗣 西伯郡岸本町大殿三一六
 〃 高塚 一男 西伯郡岸本町大殿六五八
 〃 杉原 芳治 西伯郡岸本町大殿一八二八
 〃 山浦 喜隆 西伯郡岸本町坂長九二六
 〃 大島 武夫 西伯郡岸本町坂長八四三―一
 〃 小村 弘彦 西伯郡岸本町坂長一七七〇
 〃 美甘 恭男 西伯郡岸本町岩屋谷二二三
 〃 宅野 岩男 西伯郡岸本町岩屋谷三八五―二
 〃 岩田 功 西伯郡会見町諸木八二

監事 末次 覚人 米子市八幡二二八

〃 本田 弘 米子市福市七九二

〃 和田 亮 西伯郡岸本町坂長二二三七

平成九年五月九日退任

就任した役員の指名及び住所

理事 本田 勝二郎 米子市諏訪七六一二

〃 湯原 成 米子市諏訪一八一―

〃 須山 克己 米子市諏訪二〇三

〃 藤原 敏幸 米子市諏訪五〇四

〃 末次 覚人 米子市八幡二二八

〃 高田 武昌 米子市八幡六六一―

〃 田邊 肇 米子市福市一三〇

〃 大森 洋美 米子市福市七四〇

〃 伊塚 浩 米子市福市一二六四

〃 前田 好則 米子市別所七八八

〃 長谷川 明男 西伯郡岸本町大殿一六二二

〃 影山 清久 西伯郡岸本町大殿六四七

〃 影山 忠嗣 西伯郡岸本町大殿三一六

〃 大島 武夫 西伯郡岸本町坂長八四三―

〃 長原 境 西伯郡岸本町坂長八八〇―

〃 小村 博康 西伯郡岸本町坂長一六八九

〃 遠藤 裕 西伯郡岸本町岩屋谷二〇二

〃 岩田 靖彦 西伯郡会見町諸木四六九

〃 田守 允 米子市八幡四四七―

〃 中西 進 米子市福市一五九

〃 石黒 浩 西伯郡岸本町大殿二一七

平成九年五月十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 昌弘 東伯郡東郷町大字野方一七六

〃 森田 和史 東伯郡東郷町大字川上八五一

〃 森田 雅敏 東伯郡東郷町大字川上八二七

〃 森田 和行 東伯郡東郷町大字川上九四九

〃 清水 彰人 東伯郡東郷町大字中興寺三三四―五

〃 森田 守 東伯郡東郷町大字川上九四二―三

〃 谷口 憲昭 東伯郡東郷町大字小鹿谷一八三

〃 深田 行則 東伯郡東郷町大字宮内九二

〃 福本 浩文 東伯郡東郷町大字宮内一四二

〃 土井 繁美 東伯郡東郷町大字方地九三二

〃 伊藤 充 東伯郡東郷町大字方地九八二

〃 福原 正治 東伯郡東郷町大字漆原二九七

〃 河本 幸寛 東伯郡東郷町大字旭一〇二

〃 川本 哲也 東伯郡東郷町大字漆原二七六

〃 伊田 徳之輔 東伯郡東郷町大字龍島五三一

〃 林 政幸 東伯郡東郷町大字旭二二七

〃 宮 本 昇 東伯郡東郷町大字松崎六〇一一
平成九年五月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 昌 弘 東伯郡東郷町大字野方一七六

〃 森 田 和 史 東伯郡東郷町大字川上八五一

〃 森 田 雅 敏 東伯郡東郷町大字川上八二七

〃 森 田 和 行 東伯郡東郷町大字川上九四九

〃 清 水 彰 人 東伯郡東郷町大字中興寺三三四一五

〃 森 田 守 東伯郡東郷町大字川上九四二一三

〃 谷 口 憲 昭 東伯郡東郷町大字小鹿谷一八三

〃 深 田 行 則 東伯郡東郷町大字宮内九二

〃 福 本 浩 文 東伯郡東郷町大字宮内一四二

〃 土 井 繁 美 東伯郡東郷町大字方地九三二

〃 伊 藤 充 東伯郡東郷町大字方地九八二

〃 福 原 正 治 東伯郡東郷町大字漆原二九七

〃 河 本 幸 寛 東伯郡東郷町大字旭一〇二

〃 川 本 哲 也 東伯郡東郷町大字漆原二七六

〃 山 下 征 夫 東伯郡東郷町大字旭四四

監事 伊 田 徳之輔 東伯郡東郷町大字龍島五三一

〃 林 政 幸 東伯郡東郷町大字旭一二七

〃 宮 本 昇 東伯郡東郷町大字松崎六〇一一
平成九年五月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり下市駅南土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、

同条第十七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 天 島 稔 西伯郡中山町高橋一二〇

〃 赤 川 理 一 西伯郡中山長殿河内三九九

〃 福 本 富 雄 西伯郡中山町上市四五

〃 坂 根 一 雄 西伯郡中山町下市四三

〃 小 林 武 則 西伯郡中山町岡五一九

〃 田 中 宣 久 西伯郡中山町中尾六九五

〃 高 見 忠 昭 西伯郡中山町塩津五

〃 渡 辺 幸 成 西伯郡中山町下甲四三四

〃 永 見 房 雄 西伯郡中山町住吉一二〇一一

〃 岡 崎 恭 介 西伯郡中山町住吉三八八一六

〃 津 村 信 重 西伯郡中山町退休寺二二三

〃 柏 尾 正 志 西伯郡中山町高橋二七八

監事 野 間 護 西伯郡中山町殿河内四三〇

〃 福 本 則 夫 西伯郡中山町上市三七

平成九年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 天 島 稔 西伯郡中山町高橋一二〇

〃 高 塚 典 正 西伯郡中山町殿河内四六九

〃 福 本 富 雄 西伯郡中山町上市四五

〃 坂 根 一 雄 西伯郡中山町下市四三

〃 林原博寿 西伯郡中山町岡五九二
 〃 山本儀雄 西伯郡中山町塩津九〇八一
 〃 高見忠昭 西伯郡中山町塩津五
 〃 渡辺幸成 西伯郡中山町下甲四三四
 〃 永見房雄 西伯郡中山町住吉二〇一
 〃 岡崎恭介 西伯郡中山町住吉三八八
 〃 津村信重 西伯郡中山町退休寺二二三
 〃 柏尾正志 西伯郡中山町高橋二七八
 〃 野間護 西伯郡中山町殿河内四三〇
 〃 福本則夫 西伯郡中山町上市三七

平成九年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(非補助土地改良事業三津地区区画整理)を平凡な九年六月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、東加入区、浦富加入区、田後加入区、網代加入区、福部加入区、賀露加入区、酒津加入区、浜村加入区、夏泊加入区、青谷加入区、泊加入区、赤崎加入区、淀江加入区及び境港加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

平成九年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 日時 平成九年六月二十三日(月) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目三二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 公職選挙法の改正等について

公安委員会告示

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成九年六月十七日

鳥取県公安委員会委員 敬 告 鳥 取 県 報

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成9年6月17日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 島 榮 一

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成9年8月24日(日) 13時15分から
	第4類、第5類	平成9年8月24日(日) 9時00分から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成9年8月24日(日) 13時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成9年8月24日(日) 9時00分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
米子市東福原八丁目27-1 米子産業体育館

3 受験願書の受付期間

平成9年6月23日(明)から同年7月4日(金)まで（郵送による場合は、平成9年7月4日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

申請者	氏名又は名称	株式会社ニューギン	
	住所	名古屋市中村区烏森町三丁目56	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	大江戸日記7	株式会社ニューギン
申請者	法人にあってはその代表者の氏名	新井 悠司	検定号
	氏名又は名称	豊丸産業株式会社	700132
申請者	住所	名古屋市中村区長戸井町三丁目12	有効期間
	法人にあってはその代表者の氏名	永野 裕豊	平成9年6月17日から3年間
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	カンカン天国S	豊丸産業株式会社
ばちこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	検定号	有効期間
	ばちこ遊技機	700116	平成9年6月17日から3年間

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】